

学校再開後の教育活動に関する県立学校の指針

(7月28日改訂版)



栃木県教育委員会

令和2年7月28日

1 基本的な考え方

令和2年5月14日に国の緊急事態宣言の対象区域から本県が外れたことを受け、本県では、5月31日までとしていた県立学校の臨時休業を5月24日までに短縮することとした。これにより、5月25日から31日までの期間は、引き続き各学校の計画に基づく分散登校を行い、6月1日以降においては、通常登校とし授業を実施する。なお、特別支援学校については、特別支援教育室と相談の上、各学校の実情を踏まえた対応とする（5月15日付け高教第200号「新型コロナウイルス感染症に係る県立学校の臨時休業の短縮について（通知）」）。

文部科学省では、緊急事態宣言の対象から外れたとしても、「学校における感染拡大のリスクがなくなるものではなく、引き続き万全の感染症対策を講じる必要はあるが、同時に、社会全体が、長期間にわたり、この新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならないという認識に立ちつつ、子供たちの健やかな学びを保障することとの両立を図っていくことが重要」であり、「学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことに鑑み、授業時数の確保に努めることは当然のこととして、学校行事等も含めた学校教育ならではの学びを大事にしながらか教育活動を進めていくことが大切である」としている（5月15日付け2文科初第265号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）」）。

本県としても、こうした考え方を踏まえ、学校再開後の教育活動に関する基本的な考え方を次の3点に集約する。

- ① 本県の警戒度に応じて、適切な教育活動を実施すること
- ② 感染症対策を講じながら、最大限の学びの保障を実現すること
- ③ 児童生徒の心身の状況を把握し、きめ細かな指導を行うこと

2 本指針の作成方針

本県では、緊急事態宣言の解除を受け、県内の感染拡大状況を判断するため、次表のとおり、本県独自の指標を設定し、各指標の推移や近隣都県の感染状況等を踏まえ、感染防止対策の対応段階を総合的に判断することとしている。

＜本県における警戒度に関する判断基準＞

	指標	特定警戒	感染拡大注意	感染観察
感染 状況	1週間当たり新規感染者数 (直近1週間)	10人超	10人以下	5人以下
	検査陽性率 (直近1週間)	7%超	7%以下	3%以下
医療 提供 体制	病床の稼働率	50%超	50%以下	30%以下
	重症病床の稼働率	50%超	50%以下	30%以下

← 高 警戒度 低 →

この警戒度に応じた行動基準として、県立学校の臨時休業や分散登校等については、以下の対応を基本とする。

警戒度	特定警戒	感染拡大注意	感染観察
対応	休業 又は 分散登校	分散登校 又は 通常登校	通常登校

いずれの警戒度においても、学校において感染症対策を講じることに変わりはないが、本指針では、「通常登校」における教育活動を想定して作成した。

一方、文部科学省では、令和2年6月16日付で「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」を改訂し、そこでは、「学校教育活動の実施の可否やあり方は、児童生徒及び教職員等の生活圏（主に児童生徒の通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の在住地の状況も考慮する）におけるまん延状況により判断する」として、次のとおり、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準を作成した。

<「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準>（文部科学省作成）

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 （自由意思の活動）
レベル3	できるだけ2m程度 （最低1m）	行わない	個人や少人数での リスクの低い活動で 短時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m程度 （最低1m）	リスクの低い活動から 徐々に実施	リスクの低い活動から 徐々に実施し、 教師等が活動状況の 確認を徹底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の間隔 を取ること	適切な感染対策を 行った上で実施	十分な感染対策を 行った上で実施

上表の「レベル3」～「レベル1」のどのレベルに相当するかは、児童生徒及び教職員の生活圏における感染状況に基づき、令和2年5月14日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言における地域区分（①特定（警戒）都道府県、②感染拡大注意都道府県、③感染観察都道府県）を参考に判断することとしている。

7月27日現在の本県における感染状況については、①直近1週間の新規感染者数が「特定警戒」レベルを継続している、②6月下旬以降、県内で5つのクラスターが発生している、③感染経路不明の割合や病床稼働率が増加傾向にある等の分析がなされており、これらのことから、

7月28日から8月31日（終期は予定）までの期間、本県の警戒度が「感染拡大注意」段階に引き上げられた。

県立学校については、現在のところ校内での感染が拡大していないことから、引き続き感染防止対策を徹底し、最大限の学びの保証を実現することが求められる。そのため、7月1日以降実施している「レベル1」相当の行動基準を継続することとしながら、改めて、マスクの着用、換気の徹底をはじめ、「3つの密」の回避や、人と人との距離の確保、手洗いなどの手指衛生等基本的な感染防止対策の徹底を再確認する。

3 学校における教育活動の再開に向けて

(1) 教育課程の実施

県立学校は、臨時休業中における分散登校から段階的に教育活動を再開し、6月1日以降、通常登校を始める。通常登校では、年度当初に各学校が編成した週の時間割に基づく授業を行うことを基本とする。各学校の教育課程内の教育活動には、各教科・科目、総合的な探究（学習）の時間、特別活動等があり、これらを年間行事計画や週の時間割に位置付けて実施することになる。

臨時休業後の学校再開に当たっては、各学校の教育目標を踏まえ、感染症対策を十分に講じた上で、教育課程を実施する。

<教育課程実施上の留意事項>

- ① 学習指導要領で定められている年間授業週数（全日制課程においては、各教科・科目、ホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とする）の確保を原則とする。なお、教育計画の見直し上、相談がある場合は、高校教育課・特別支援教育室に連絡する。
- ② 学習内容を補充すること等を目的に一日当たりの授業コマ数を増やすため、学校再開の初期段階において、授業の1単位時間を45分や40分などと短くすることは、期間限定で実施される場合には許容される。
- ③ 夏季休業は、従前からの長期休業弾力化により、学校ごとにその期間は様々であるが、令和2年度に限って、各学校の年度当初計画より夏季休業日数を2、3週間程度短縮し、10～15日の範囲で授業日を確保する。
- ④ 代休を設けない授業日として土曜授業を実施することについては、詳細が決定次第、県教育委員会から各学校へ追って連絡する。

(2) 授業の指導計画の立案

臨時休業が続き、授業を十分に受けられないことによって、児童生徒の学習に著しい遅れが生じないように、各学校では可能な限りの措置を講じる。

<授業計画立案上の留意事項>

- ① 個別面談、家庭学習課題の成果、単元テストの実施等により、児童生徒の学習内容の定着度を確認した上で、授業の指導計画を立てる。
- ② 家庭学習で扱った学習内容のうち、定着度が高いと認められるものについては、授業で繰り返し扱わなくても良い。ただし、定着が不十分な児童生徒に対しては、別途課

題を追加したり補習をしたりするなど、個別に丁寧な指導をする。

- ③ これまでの指導方法を見直し、家庭学習で行うことのできる内容（習熟を図る反復学習など）は、授業時間内で扱わないなどの工夫も検討する。
- ④ 年度当初の学習指導においては、「学びに向かう集団づくり」が大切であるが、臨時休業によって、そのような集団づくりが不十分であったことを踏まえ、導入期に必要な指導の充実に配慮する。
- ⑤ 各学年で開設されている各教科・科目等の履修は、年度をまたぐことなく、当該年度内で所定の単位数の履修が完了するように授業計画を立てる。
- ⑥ 令和元年度末の臨時休業により未指導となっている事項については、次の例を参考にし、適切に補充する。
 - (ア) 令和2年度の教育課程内において、令和元年度の未指導事項と同じ系統性の内容を指導する際に扱う。
 - (イ) 教育課程に位置付けない補習を必要に応じて実施する。
 - (ウ) 適切な家庭学習を課し、学校において学習状況を把握した上で、定着が不十分な児童生徒に対して、個別に補習を実施する。 など

(3) 学習指導と評価の工夫

学習指導と評価は一体的なものであり、学習指導をする際には、学習内容だけではなく、「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）を意識し、評価規準や評価方法等を明確にすることが大切である。また、評価は、いわゆる定期テストの結果のみをもって行われるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、評価の場面や方法を工夫して行われるものである。

したがって、今回、多くの学校で5月の中間テストを実施できない状況が見られるが、学校再開後の6～7月の授業を計画する中で、授業担当者間で評価の場面や方法等について共通理解を図り、学習の過程や成果を適切に評価する。そして1学期末の段階において、いわゆる総括的評価として、各科目の成績（評点や評定など）を算出できるよう工夫する。

なお、今回臨時休業中に各学校が課した家庭学習の課題については、その学習状況や成果を確認し、当該科目等における学習評価に反映することができる。

(4) 学校行事の見直し

学校教育は、児童生徒同士がお互いに励まし合いながら成長していけるよう、協働的な学び合いの中で行われるものである。このような学校教育ならではの学びを保障する意味において、よりよい人間関係を形成する態度を育成することなどを目的とする学校行事の果たす役割は大きい。

学校行事の見直しに当たっては、こうした学校行事の意義を踏まえ、まずは、実施に向けた様々な工夫等をあらゆる角度から検討することが基本である。その上で、それでもなお、感染症対策が十分行えない、代替案が実現困難、臨時休業の影響による準備不足等の理由をもって、延期や中止の判断をすることはやむを得ない。

<学校行事見直しの留意事項>

- ① 修学旅行については、次の点に留意して実施に向けて検討する。

- (ア)「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第2版）」（令和2年6月23日、一般社団法人日本旅行業協会）を参考に、旅行業者、宿泊施設、バス会社等と十分な打合せを行い、旅行内容等について、十分な感染症対策が講じられるよう検討する。
- (イ) 旅行先の今後の感染状況を注視し、旅行先の地域において感染リスクが高まり、実施困難な状況が生じた場合には、延期又は中止の判断をする。
- (ウ) 修学旅行実施上の感染症対策について、旅行業者と連携して、保護者・児童生徒に十分な説明をし理解を得る。その際、キャンセル料発生の可能性についても丁寧に説明しておく。
- ② 合宿等の宿泊については、感染症対策を徹底するため、宿泊施設等と十分な打合せを行い、健康指導を含めた事前の指導を行い、保護者の同意を得た上で実施する。また、実施する際には、健康観察シート等を活用して参加者の健康観察を行い、児童生徒の状況（体温・体調）を把握し、発熱等の風邪の症状がある者は参加を見合わせる。校内の合宿所等を利用した宿泊については、指導教員が昼夜にわたって感染症対策を講じることが困難であることが見込まれるため、当面の間は実施を控える。
- ③ 宿泊を伴わない校外活動については、行き先の感染リスクを確認した上で、活動中は「3つの密」を避けた工夫を検討する。なお、バス等による移動を伴う場合には、マスクを着用し、車内の換気に十分留意する。
- ④ 児童生徒又は保護者を体育館（講堂）に集めて実施する集会等の行事は、児童生徒の身体的距離を適切に確保するとともに、会場の換気やマスクの着用などを組み合わせることなどにより、会場の状況に応じた対策を講じて実施する。また、入退場の場面では、時間をずらすなど密集場面をつくらない工夫をする。
- ⑤ 球技大会、マラソン大会等の体育的行事については、体育の授業や運動部活動の実施上の留意点に準じた感染症対策を講じた上で、実施できる内容を検討する。応援やイベント的な内容は、集まる人数や「3つの密」を回避するための方法を十分検討する。
- ⑥ 文化祭、学校祭等の文化的行事については、不特定多数が集まる外部への公開は行わない。校内のみで実施する場合（保護者等の入場を含む）は、④⑤に準じて内容の工夫を検討する。その際、食品販売や会食を伴う活動は、飛沫が飛ばない工夫をするなど、適切な感染症対策を講じた上で実施する。
- ⑦ 就業体験活動（インターンシップ）等については、受け入れる企業等の意向を十分に確認した上で、内容変更の必要性や実施の可否などを検討する。中止の場合は、キャリア教育の観点から、就業体験に代わる学習機会を検討する。

（5）情報通信技術（ICT）の活用

感染の第2波第3波によって再び学校の臨時休業が迫られる事態に備え、児童生徒が登校できないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、オンライン教材の配信や、同時双方向型のオンライン学習等を含めた家庭学習について、あらかじめ対応を検討することが必要である。

ICTを活用した家庭学習を課すに当たっては、各家庭における端末の保有状況や通信環境等について十分配慮することが重要であり、各学校においてその状況を把握しておく。ま

た、必要な家庭には可能な範囲で学校の端末の貸出を検討する。

今後、各学校のICT環境が劇的に変化することを踏まえ、通常の授業において、日頃からタブレット端末等を活用した指導の工夫・改善に取り組み、ICT活用による「主体的・対話的で深い学び」の実現を図るとともに、個別最適化した学びを推進する校内体制を早急に整える。

4 学校における感染症対策の徹底

本県の警戒度に関わらず感染リスクはゼロではないという認識に立ち、学校における感染症対策を徹底することが重要である。各学校においては、本県作成の「新型コロナウイルス感染症 学校における対策マニュアル（第三次改訂版）」（栃木県教育委員会 令和2（2020）年6月29日）を全ての教職員に周知徹底し、校内での共通理解の下、学校再開後の教育活動を行うことが求められる。その際、各学校における感染症対策の取組を各家庭にお知らせするとともに、保護者の理解や協力を得ることに努める。

また、文部科学省が令和2年6月16日「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」を改訂していることから、これに基づき、（1）基本的な感染症対策、（2）「3つの密」を避ける取組について、以下に示す。なお、この文部科学省作成のマニュアルは、令和2年6月16日時点での最新の知見に基づくものであり、今後新たな情報や知見が得られた場合には随時見直しを行うとのことである。

（1）基本的な感染症対策

次に示す①～⑦の基本的な感染症対策は、本県の警戒度がどの段階であっても、取り組むべきものである。

＜感染源を絶つために＞

- ① 発熱等の風邪の症状がある場合は、自宅で休養することを徹底する。この場合、欠席扱いにせず、指導要録上は、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。
- ② 登校時に児童生徒の検温結果及び健康状態を把握する。家庭で検温してこなかった児童生徒は、保健室等で検温をする。
- ③ 発熱等の風邪の症状がみられる場合、保護者に連絡するなどして安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養させる。なお、保健室には外傷や心身の不調など様々な要因で児童生徒が集まる場所であるため、発熱等の風邪症状のある児童生徒が他の児童生徒と接することのないよう、別室等を用意する。

※学校における集団感染のリスクを低減させる上で、登校時の児童生徒の健康観察は極めて重要。発熱等がありながら、学校で過ごすことのないよう上記の措置を徹底する。このことは、教職員も同様である。（本指針の6）。

＜感染経路を絶つために＞

- ④ 外から校舎内に入る時、トイレの後、昼食の前後など、流水と石けんでこまめな手洗いを徹底する。手指用の消毒液は補助的に用いることとし、基本的には流水と石けんとする。
- ⑤ 咳エチケット（咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内

側などを使って、口や鼻をおさえること)を徹底する。咳やくしゃみを手でおさえない。

- ⑥ 多くの児童生徒が手を触れる場所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、1日1回以上消毒液(消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム消毒液、界面活性剤を含む家庭用洗剤等)を使用して清拭する。

消毒液や消毒方法等については、学校薬剤師等から専門的な助言を得るなど連携を図る。

- ⑦ 用具や物品の共用を避けることができれば避けるようにするが、消毒できるものについては消毒を行い、使用後には手洗いをする。

※消毒に関する詳細は「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～Ver.2」(文部科学省 令和2年6月16日)を参照

(2) 「3つの密」を避ける取組

「3つの密」とは、「換気の悪い密閉空間(密閉)」「多数が集まる密集場所(密集)」「間近で会話や発声をする密接場面(密接)」という3つの条件を指す。

<「密閉」の回避>

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに(30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にする)、2方向の窓を同時に開けて行う(授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はない)。空調利用時においても換気は必要である。

<「密集」の回避>

人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)を空けることを推奨する。また、通常登校においては、1教室に40人程度を入れてよい。その際、教室内の児童生徒の間隔は、1mを目安に最大限の間隔をとることとするが、あくまでも目安であり、マスクの着用と換気を組み合わせるなどにより、教室の状況に応じて柔軟に対応する。

<「密接」の回避>

児童生徒及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましい。ただし、次の①～③の場合には、マスクを着用する必要はない。

- ① 十分な身体的距離が確保できる場合

- ② 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合

※ 夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがある。マスクを外す場合には、できるだけ身体的距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいが、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させる。

※ マスクの取り外しについては、活動の態様や児童生徒の様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応する。

※ 児童生徒本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導する。

※ 登下校時の対応については、本指針4の(3)を参照。

- ③ 体育の授業を行う場合

(3) 学校生活の場面ごとの留意事項

登下校

- ① 公共交通機関を利用する場合は、マスクを着用し、できるだけ会話を控え、大声での会話はしない。また、顔をできるだけ触らず（触った場合は顔を洗う）、降車後は速やかに手を洗う。
- ② 自転車や徒歩の場合は、密接とならないようにする。
- ③ スクールバスでの登下校に際しては、乗車前に教職員等が児童生徒の健康状態を確認する。
- ④ 校門や昇降口等での密集が起こらないよう配慮する。
- ⑤ 夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがある。このため、人との十分な距離が確保できる場合は、マスクを外すようにする。

休み時間・昼休み

休み時間中は、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させ、休み時間中の行動についての必要なルールを設定することなども含めて、指導の工夫が必要である。

- ① 会話をする際には、一定程度距離を保ち、お互いの体が接触するような遊びは行わないようにする。
- ② 食事の前後の手洗いを徹底するとともに、喫食中は、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、又は会話を控えるなどの対応をとる。

清掃活動

- ① 換気のよい状況で、マスクを着用した上で行うようにする。
- ② 清掃後は、必ず石けんを使用して手洗いをを行うようにする。
- ③ 清掃時に消毒を行う場合には、多くの児童生徒が触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）の消毒を行う。

部活動

別に定める「部活動実施に係る対応マニュアル」による。

学校図書館

図書館利用前後には手洗いをするというルールを徹底し、図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、貸出機能を維持する。また、放課後等における自習等のスペースとして利用させる場合には、基本的な感染症対策や「3つの密」を避ける取組を徹底する。

(4) 感染症対策を講じても感染のリスクが高い学習活動

次表において、◎の学習活動は、感染症対策を講じても感染のリスクが高い学習活動である（このうち★が付してあるものは特にリスクが高い活動）。また、次表中の○は、当該教科における基本的な感染症対策として、警戒度の段階によらず、授業担当者が留意すべ

き事項である。

◎の学習活動は、7月28日以降も引き続き適切な感染症対策を徹底した上で実施することとする。その際、本県の警戒度が「感染拡大注意」段階に移行した背景を踏まえ、各学校では、本指針4に示す感染症対策の徹底を再確認する。

教科	感染のリスクが高い活動(◎)とその対応例
共通	<p>【全教科】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎★児童生徒が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク等 ◎★近距離で一斉に大きな声で話す活動 ○器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いをを行う。 <p>【職業に関する教科の実習等】 (令和2年7月17日付け文部科学省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職業に関する教科の実習等に関するQ&Aについて(一部更新)」参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事前に生徒の健康観察を行う。 ○マスクの着用や共用の教材、教具、機器、設備などを適切に消毒するとともに常時換気する。 ○貸切バス等での移動にあたってはマスクの着用、会話の自粛、車内の換気、(降車時に窓を開けるなど)を徹底する。 ○共用の教材、教具、機器や設備などを触る前後で手洗い・手指消毒を徹底する。 ○実習(材料運搬や作業)においては教員・生徒同士の接触を極力避け、個人で使用する材料や道具の配布及び回収は、生徒個人が行う。 ○生徒同士の距離を可能な限り確保(概ね1～2メートル)し、対面とならないように配置する。 ○空間を分割した少人数での活動を行う。 ○実習服やシーツ等の洗濯頻度を高める。
理科	<ul style="list-style-type: none"> ◎児童生徒が密集するような演示実験 ◎児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察 ○実験・観察における器具の扱いについては、使用後の洗浄や消毒を徹底する。例えば、1台の顕微鏡を複数の児童生徒が使用して観察を行う場合、使用する児童生徒が変わるたびに接眼レンズ等を消毒綿で拭き取るなどの措置が考えられる。
保健 体育	<ul style="list-style-type: none"> ◎★児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする運動 ◎★児童生徒が密集する運動 ○上記の◎の学習活動については、基礎疾患がある児童生徒など、多様な児童生徒が活動することを踏まえ、段階的に活動の幅を広げるなど、慎重に検討する。 ○更衣室等の使用に際しては、時間差で使用するなど、「3つの密」が同時に重ならないよう配慮する。 ○学校の体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、体育の授業におけ

	<p>る感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分に確保するなど、「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（5月22日付け高教第219号）を十分に踏まえた対策を講じる。</p> <p>○水泳の授業を実施することは差し支えないが、密集・密接の場面を避けるなど、「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」（5月25日付け高教第231号）を十分に踏まえた対策を講じる。</p> <p>○授業の前後に手洗いを徹底する。</p>
音楽	<p>◎★室内で児童生徒が近距離で行う合唱及び管楽器演奏</p> <p>○活動中はマスクを着用する。なお、マスクを着用したまま発声等をする際、児童生徒が息苦しさを感じている場合や、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や距離を十分とるなどの配慮の上、マスクを外してよい。</p> <p>○ギターやキーボード等の楽器をやむを得ず共用する場合は、除菌シートや楽器用クリーナー等で使用前後の消毒・清掃を適切に行うとともに、児童生徒間で不必要に使い回しをしない。また、授業の前後に手洗いを徹底させる。</p>
美術 工芸 書道	<p>◎児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動</p> <p>○できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしない。</p> <p>○器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いをを行う。</p>
家庭	<p>◎★児童生徒同士が近距離で活動する調理実習</p> <p>○調理実習における感染症対策としては、換気、マスク着用、手洗いの徹底などのほか、調理中や試食の際は、向かい合わず前向きで行うなど、飛沫が飛ばないように工夫する。</p> <p>○できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしない。</p> <p>○器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いをを行う。</p>
農業 ・ 水産	<p>○道具等は可能な限り人数分を準備する。道具等を共用する場合は適切に消毒等を行い、授業の前後に手洗いを徹底させる。</p> <p>○温室での実習については、密な状況にならないよう人数を制限するなど工夫し、窓を開放する等の換気を行う。</p> <p>○食品製造の実習については、密な状況にならないよう人数を制限するなど工夫し、生徒間の距離を保つ。また、適切な換気を行う。</p>
工業	<p>○施設・設備の消毒を徹底し、可能な限り実習道具の共用を行わない。</p>
情報 ・ 商業	<p>○情報機器を使用する場合は、授業の前後に手洗いを徹底する。</p> <p>○対面による販売実習については、本指針3の（4）「学校行事の見直し」に準じて検討する。</p>
福祉	<p>◎★身体の接触を伴う実習</p> <p>○感染予防の観点から、可能な限り施設での実習を演習または校内実習等に代替することを検討する。</p> <p>○介護福祉士の養成課程における実習については、実習の代替措置等の柔軟</p>

	<p>な対応が可能であり、また、授業時間が短縮した場合であっても、当該学校等において必要な単位もしくは時間を履修し卒業した者については、国家資格の受験資格が認められる。</p> <p>(令和2年2月28日付け文科省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」参照)</p> <p>○校内の介護実習室での実習においては、実習ベッドは身体的距離の確保に配慮して配置したり、対人の実習ではなく、モデル人形に対する実習を行ったりするなど工夫する。</p> <p>○施設の介護実習においては、感染拡大予防に関して、生徒の動線、更衣室・実習施設での休憩室などの使用人数への配慮等について実習施設と十分に協議を行った上で実施する。また、実習が中止になることも想定し、事前にマニュアルを作成し、柔軟に対応できるよう代替方法を検討しておく。</p>
<p>総合的な探究の時間</p>	<p>○外部専門家等による講義等や探究活動においてフィールドワークを実施する場合は、本指針3の(4)「学校行事の見直し」に準じて検討する。</p>

(5) 重症化のリスクの高い児童生徒への対応

- ① 医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患等がある児童生徒は、重症化するリスクが高い場合があるので、主治医の見解を保護者に確認の上、学校が個別に登校の判断をする。また、学校では、受け入れ体制を含め、学校医等にも相談する。登校すべきでないと判断された場合、指導要録上「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引き等の日数」として記録する。
- ② 特別支援学校等における障害のある児童生徒については、指導の際に接触が避けられなかったり、多くの児童生徒がスクールバス等で一斉に登校したりすることから、こうした事情や、児童生徒の障害の種類や程度等を踏まえ、適切に対応する。こうした学校等の対応に際しては、必要に応じ、学校医等の助言を得ること、児童生徒の安全確保などの観点から指導や介助等において必要となる接触などについて保護者に対し事前に説明することが重要である。

(6) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合の対応

保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努める。その上で、新型コロナウイルス感染症については、現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いをすることができる。

5 児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導

これまで経験したことのない長期にわたる学校の臨時休業や外出の自粛は、児童生徒の心身の発達に少なからず影響を与えていると考えられる。学校再開後においては、児童生徒の心身の状況を把握し、これまで以上にきめ細かな指導を行う必要がある。家庭での生活が長期化したことにより、家族との関係や本人の日常生活などに著しい変化がなかったか、あるいは学校生活にうまく適応することができているか等、個別の面談等を通してその状況を把握し、教職員間で情報を共有しながら早期の対応に努める。その際、進学や就職の準備が遅れていることへの不安、思うように学習が進まないことへの焦り、部活動の大会が中止となってしまったことに対する喪失感、感染症にかかるかもしれないという不安など、通常とは異なる環境下にある児童生徒への配慮に留意する。

(1) 児童生徒の自殺予防に向けた対応

児童生徒及び保護者との連絡を密にし、児童生徒の心身の状況の変化や違和感の有無に注意し、自殺を企図する兆候が見られた場合、特定の教職員で抱え込まず、関係教職員・機関等と連携するとともに、アンケート調査や個人面談等による早期発見・早期対応を組織的に行うとともに、保護者に対し、家庭での児童生徒の見守りを促す。

(2) 児童生徒の不登校への対応

健康相談等の実施や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援など、組織的な体制を整えることなどにより、新たな不登校や不登校の長期化の要因になり得る児童生徒の不安や家庭環境の状況の悪化に対する支援に適切に取り組む。また、「学びの保障」のための各学校の取組方針について、児童生徒の発達段階に応じて丁寧に説明を行い、学習に対する不安を軽減するよう努める。

(3) 児童虐待への対応

長期の休業により、児童生徒や保護者の在宅時間が増加し、周囲の目が届きにくくなることから、児童虐待のリスクの増加や深刻化が懸念される。このため、健康観察や健康診断の実施、面談やアンケート調査等により、児童生徒の状況を的確に把握するとともに、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーや関係機関等による支援に確実につなげることが重要である。特に、新入生や転入生の児童生徒に関しては、前年度との比較により変化に気付くことが困難であるため、保護者や学校間での情報交換、引継ぎ等を綿密に行うようにする。

また、教職員が虐待と疑われる事案を発見・見聞きした場合は、特定の教職員で抱え込まず、直ちに校長等の管理職に相談・報告し、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応する。

(4) 児童生徒に対する差別や偏見への対応

新型コロナウイルス感染症に関連し、差別や偏見につながるような行為は断じて許されるものではない。このため、各学校において、当該感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、例えば、マスクをしていない、咳をしている、登校

時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの理由による児童生徒への偏見や差別が生じないように、生徒指導上の配慮等を十分に行うようにする。また、教職員の言動が差別や偏見、風評被害を助長させることはあってはならないことであり、児童生徒や保護者に対しては、細心の注意を払って対応する。

なお、アンケート調査等により、悩みを抱える児童生徒の早期発見に努め、学級担任や養護教諭等を中心とした健康観察や健康相談の実施等により児童生徒の状況を的確に把握し、心の健康問題に適切に対応する。

(5) 卒業後の進路に関する不安への対応

① 進学

新型コロナウイルス感染症対策の影響により、保護者の経済的収入が不安定となっている場合も想定される。そのため、最終学年の高校生等については、進路決定にあたり、保護者との十分な連携のもと、丁寧な進路指導を行う。その際、経済的理由により進学を断念することのないように、高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金及び授業料等減免）、日本学生支援機構の貸与型奨学金（無利子・有利子）等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援施策についても学校から保護者に対して適切に周知を行う。

② 就職

長期にわたる臨時休業が続いたため、高等学校で行う就職準備期間が短くなり、生徒が不安を抱えたり、不十分な準備のまま就職活動に臨むことが懸念される。こういった不安を解消し、生徒の希望・適性にあった就職を実現させるためには、企業研究や職場見学などを含む就職準備に必要な時間を確保する必要がある、推薦及び選考開始期日等の変更があったところである。各学校においては、生徒が安心して就職活動に臨めるよう、公共職業安定所との十分な連携によるきめ細かな支援に努める。

6 教職員の感染症対策

教職員は、自らが感染源や感染経路とならないよう、日頃から「新しい行動様式」の実践に努め、学校においては、率先して基本的な感染症対策に取り組むことが求められる。同時に、体調を崩している教職員がそのことを言い出せない、体調不良を理由に休むことに後ろめたさを感じる等の職場の雰囲気になっていないか、管理職を中心に職場環境に留意する必要がある。

(1) 健康管理

毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組む。また、出勤時に、教職員の健康チェックができるようなシステムを構築するなど、教頭等が工夫して教職員一人一人の健康状態を把握し、発熱等の風邪の症状のまま、教育活動に関わることをないようにする。

また、授業も含め勤務中は、飛沫を飛ばさないよう、基本的にマスクを着用することが望ましい。マスク着用については、本指針4の(2)による。

(2) 職場における感染症対策

① 職員室等の換気は、教室に準じて適切に行う。

- ② 職員室等における勤務は、可能な限り他者との間隔を空ける。
- ③ 会話の際は、できるだけ真正面を避ける。
- ④ 職員室等において共用する機器の消毒を適切に行う。
- ⑤ 職員会議や打合せ等は、時間の短縮や参加人数の削減に努める。

7 家庭との連携

学校の教育活動における感染防止対策の徹底を図るとともに、その取組を児童生徒及び保護者に十分周知し理解や協力を得ることにより、学校生活の安全・安心の実現につなげる。

また同時に、学校内での感染拡大を防ぐためには、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要である。例えば、仲のよい友人同士の間での行き来や家族ぐるみの交流、不要不急の外出等を控えるなど、学校を通じた人間関係の中で感染が広がらないよう細心の注意が必要であることから、各家庭における「新しい生活様式」を踏まえた取組について協力をお願いする。